

## **[事案 29-316] 年金額増額請求**

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の内規に基づく計算処理の結果、保険料に対応する年金額の増額がなかったことを不服として、年金額の増額を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 9 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、増加年金額を 1 円単位かつ 1 円未満切上げで計算した金額以上としてほしい。

- (1) 本契約について全期前納により保険料を払い込んだところ、年金支払開始時において保険料前納金の残額が生じた。約款において、同残額は年金額の増額のための一時払保険料に充当されることが規定されているが、保険会社の内規により 100 円未満の年金額は四捨五入とする取扱いをされたため、年金額の増額がなかった。
- (2) この取扱いは、保険料に対応する給付がないことになるから、旧商法 673 条に反しているため、本契約のうち保険料前納金の残額に係る部分は無効である。
- (3) 保険会社の内規は、約款の規定を契約者に不利になるよう変更しており、契約者の財産権を一方的に害するものであるから、無効である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 旧商法 673 条は、保険契約の意味を定義したものであり、これに違反しているから契約が無効になるものではない。
- (2) 年金額を 100 円未満四捨五入とする取扱いは、事務手続上の煩雑さを避けることができ、契約者の不利益も大きくないため、合理的であり、公序良俗に違反するものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社の取扱いを無効とすることは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。